PDF表1

<保育の必要性とは>

保護者全員が保育をできない状態(下表の「保育の必要性の事由」に該当していること)を、「保育の必要性がある」といいます。 保育の必要性の確認のため、対象の方は保護者全員が保育の必要性の事由に応じた必要書類の提出が必要となります。

保育の必要性の事由	必要書類		認定期間
月52時間以上の就労(自営業、内職、 就職予定者等含む) (1日4時間以上かつ月13日以上) ※週3日契約不可	【被雇用者】	(1) 就労証明書★ (就労内定の場合はその証明を受けてください。)	事由に該当する間
	【自営業者】	(1) 就労証明書★(2) 就労状況申告書★(3) 自営業の証明となるもの(例:直近の確定申告書、営業許可証、開業届等)	事由に該当する間
出産前後の方	(1) 母子健康手帳の写し(氏名が記載された表紙)		出産月を含む前後
(出産月の前後2か月に限る)	(2) 母子健康手帳の写し(分娩予定日記載のページ)		2か月の最長5か月
就学(職業訓練校等における職業訓練を	(1) 在学証明書(入学予定の場合は)		卒業・修了予定日が
含む) している場合。	(2) 1週間の授業日数 及び 時間が分かる書類(授業のカリキュラム等)		属する月の月末まで
保護者の疾病・障がいにより保育が困難 な場合	(1) 診断書★	又は 障がい者手帳の写し	事由に該当する間
同居又は長期入院等している親族の介 護・看護をしている方	(1) 介護・看護状況申告書★(2) 被介護者・看護者の診断書(様式任意)又は 障がい者手帳の写し		事由に該当する間
求職活動(起業準備を含む)を行う場合	(1) 求職活動状況申告書兼就労誓約書★		開始後最長3ヶ月

※条件を満たす場合に限り、育児休業を保育の必要性の事由とすることができます。(詳しくは「6 - 4)育児休業を取得するとき」を参照) ※保育の必要性の事由が就労の場合、月52時間以上(1日4時間以上かつ月13日以上※週3日の契約不可)の勤務が要件となります。就学 や介護についても同様の基準となります。基準を満たしていない場合、「保育の必要性あり」と判断されませんのでご注意ください。